特集：人権政策としての移民政策

国際人権法における外国人の人権

窪 誠　大阪産業大学

キーワード：外国人の人権，平等，国際人権法

従来，外国人は，alienと呼ばれ，宇宙人と同じく非人間的な扱いを受けてきた。1948年，世界人権宣言は，国籍にかかわりない個人の普遍的な人権を理想として提示した。ところが，他方において，宣言は，国家が個人の国籍によって国民と異なる取り扱いをすることを認めざるをえなかった。よって，国際人権が，国家が制約する国家人権から個人を尊重する普遍的人権へ進展するにともない，外国人の「人間化」が進展することになる。その進展を，「形式的人間化」および「実質的人間化」の観点から概観する。「形式的人間化」は，退去強制の実体的制約と手続的制約をいう。前者は，外国人が追放後に被る拷問などの危険性の考慮，外国人の権利の考慮，外国人が子どもや女性といった弱者であることの考慮によって，退去強制を実体的に制約することである。後者は，退去強制に適正手続を要求することをいう。また，「実質的人間化」とは，住宅，教育，労働，医療，社会保障などの面で，外国人が生活を確保できるようにするということである。

1　はじめに

国際人権法における外国人の人権について検討する。まず，確認すべきことは，国際人権法自体が大変新しいものであり，誕生から，まだ，60年あまりしかたっていないということである。その出発点は，1945年に国連がその目的を規定した憲章第１条にある。その第３項は，次のように明記する。

> 経済的，社会的，文化的又は人道的性質を有する国際問題を解決することについて，並びに人種，性，言語又は宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて，国際協力を達成すること。

これによってはじめて国際社会が人権問題に取り組むことができるようになった。それ以前の国際法において，人権は国内問題と考えられていた。つまり，ある国の人権について語ることは，その国に対する内政干渉とみなされた。これは、内政不干渉という国際法の大原則に反することになるため，タブーであった。また，そもそも，国際法は文字通り，国家の権利義務にかかわる法規範であり，個人が登場する余地はほとんどなかったのである。それでは，従来の国際法は，外国人の権利につい

て何も語っていなかったのであろうか。否，実際は，その反対であった。他国に進出した西欧先進諸国の企業が損害を被った際，本国が当該国家に救済を請求する外交的保護権という権利が認められていた。ところが，この外交的保護権は，あくまで，国家の権利であり，損害を受けた個人が本国に保護を請求しても，国家に保護の義務はなかった。逆に，本人の請求がなくても，国家は外交的保護権を請求できたのである。そのため，個人の権利の国家の権利への埋没と言われていた。

2　国家人権から普遍的人権へ

よって，人権を国際的に保障しようという考え方は，大変画期的なことだった。そこで，まず，国連が行ったことは，普遍的に守られるべき人権のカタログ作成であった。それが，1948年世界人権宣言である。その第１条は，個人の普遍的な自由と平等を宣言する。ところが，これも国家の権利によって制約される。たとえば，第13条２は，自国から立ち去り，自国に戻る権利を規定するが，他国への入国の権利は認められていない。ただ，第14条は，個人が，迫害を逃れるために他国に避難する権利を認めている。この権利は，庇護権と呼ばれ，従来の国際法では，個人の権利ではなく，犯罪人引渡しの請求を受けた国家が，引渡しを拒否するための国家の権利とされていた。それが，個人の権利として認められたのである。また，第15条は，個人が国籍を持つ権利を明記している。

以上から，世界人権宣言の成果と限界が見て取れる。一方で，世界人権宣言は，その第１条が示すように，個人の普遍的な自由と平等を謳っている。つまり，いかなる人間も世界中どこにいても自由であり平等でなくてはならないという大きな理想を掲げているのである。ところが，人が自由に他国に入国する権利は認められず，あくまで国家が認めた形でしか入国できない。このように，世界人権宣言は，個人の普遍的な自由と平等を承認するという成果を示す一方，現実の人権保護の責任を国家にゆだねざるをえないという限界を示している。それゆえ，個人が国籍を持つことを人権として認め，国籍国における迫害のおそれがある場合には，他国に保護を求める庇護権を認めているのである。

確かに，世界人権宣言には，法的拘束力はないが，これらの規定がその後の国際社会の動き，すなわち，国家が制約する国家人権から国家を制約する普遍的人権への進展をすでに予言していることは，見て取れよう。実際，その後，拘束力のあるさまざまな人権条約が締結されてきた。その中で，自由権規約の締約国による実施を監督する国連自由権規約委員会は，1986年，「規約上の外国人の地位」に関する「一般的意見15（27）」を採択したが，その中で，「一般規則は，規約の各々の権利が市民と外国人との間で差別されることなく保障されなければならない，ということである」[*1]と述べている。例外は，明示的に市民についてのみ規定する第25条の参政権，逆に，外国人の追放手続を規定する第13条にすぎない。

次に，その進展を説明する。この進展は，「外国人の人間化の流れ」と呼ぶことができよう。なぜなら，外国人はalienという言い方もあるように，まさに，宇宙人と同じく人間ではない存在として，扱われてきたからである。よって，外国人の人権を認めるということは，外国人を人間として認めてゆくということに他ならない。この人間化には，二つの面があると思われる。一つは，形式的人間化，すなわ

ち，国内における外国人の物理的存在を保障するために，退去強制を制約してゆくことである。とはいえ，物理的に在留が認められても，教育を受け，労働によって収入を得て，衣食住を満たし，医療サービスを受けるといったことができなければ，現実には，生きていけない。よって，二つめとして，外国人が生活を確保できるという実質的人間化も大切ということになる。

3　外国人の形式的人間化

最初に，形式的人間化から検討しよう。退去強制を制約する要素として，①危険性の考慮，②権利の考慮，③弱者の考慮があげられる。まず，危険性の考慮とは，退去強制後に当人が被る危険を考慮して，退去強制を差し止めるということである。これには，難民の場合と犯罪人引渡しの場合がある。難民については，世界人権宣言第14条が，庇護権を明記していることはすでに述べた。条約としては，1951年「難民の地位に関する条約 」第33条が，ノンルフールマンの原則，すなわち，迫害のおそれのある国に送還してはならないという原則を認めた。とはいえ，受け入れ国家の安全にとって危険であると認めるに足る相当な理由がある場合は例外とすることも，同時に，認められたのである。その後，拷問を禁止する欧州人権条約第３条および自由権規約第７条によって，拷問を受けるおそれがある国への送還は，例外なく禁止されることになった。

犯罪人引渡しも，欧州人権条約第３条によって，制約されてきた。これについては，ゼーリング（Soering）事件という1989年の有名な欧州人権裁判所判決がある。申立人は，西ドイツ国民のゼーリング。アメリカで殺人を犯し，イギリスに逃亡中逮捕され，アメリカと西ドイツから犯罪人引渡しが請求された。当時，イギリス，ドイツは死刑を廃止していた。欧州人権裁判所は，死刑宣告から執行まで平均６～８年の間「死の順番待ち」に苦しまねばならないこと，犯行時18歳だったこと，死刑廃止国，この場合は西ドイツからの引き渡し要求があったことなどを考慮して，アメリカへの引渡しは３条違反となると判断した[*2]。この判決は，その後，自由権規約委員会による1993年キンドラー（Kindler）事件見解に影響を与えた。この事件は，アメリカで殺人を犯した後，死刑をほぼ廃止していたカナダに逃亡し，アメリカから引き渡し請求を受けたものである。自由権規約委員会は，欧州人権条約第３条に相応する自由権規約第７条違反を検討するに当たって，先のゼーリング事件判決を参考にした。ところが，キンドラー側が，執行までの期間，拘禁条件，執行方法について具体的な主張をしなかったため，７条違反は認められなかった[*3]。

以上は，難民または犯罪人引渡しの場合であるが，その後，欧州人権裁判所は，1996年のチャハル（Chahal）事件判決において，追放もしくは退去強制全般において，ヨーロッパ人権条約第３条の権利は，国家安全という理由を上回る絶対的な権利であることを認めるにいたった[*4]。

国連拷問等禁止条約第３条も，その第１項において，「締約国は，いずれの者をも，その者に対する拷問が行われるおそれがあると信ずるに足りる実質的な根拠がある他の国へ追放し，送還し又は引き渡してはならない」と規定し，続く第２項において，「権限のある当局は，１の根拠の有無を決定するに当たり，すべての関連する事情（該当する場合には，関係する国における一貫した形態の重大な，明らかな又は大規模な人権侵害の存在を含む。）を考慮する」と規定している。実際，拷問等

禁止条約の個人通報は，８割以上が３条違反という[*5]。また，自由権規約委員会は，1992年，自由権規約第７条に関する一般的意見20（44）の第９段落において，次のように述べている。

> 委員会の見解によれば，締結国は個人を，犯罪人引渡，追放，又は送還によって，他国に対する帰還の際における拷問又は残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い，又は処罰の危険にさらしてはいけない[*6]。

さらに，2006年に採択され，2009年には日本も批准した，「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」いわゆる強制失踪条約第16条は，先に触れた，拷問等禁止条約第３条とほぼ同様の規定を設けている。つまり，拷問等禁止条約第３条における拷問が，強制失踪条約第16条では，強制失踪にとって代わっているのである。

1　締約国は，ある者が強制失踪の対象とされるおそれがあると信ずるに足りる実質的な理由がある他の国へ当該者を追放し，若しくは送還し，又は当該者について犯罪人引渡しを行ってはならない。
2　権限のある当局は，１に規定する理由の有無を決定するに当たり，すべての関連する事情（該当する場合には，重大，明らか若しくは大規模な人権侵害又は国際人道法の著しい違反についての一貫した傾向が関係する国において存在することを含む。）を考慮する。

このように，退去強制を制約する危険性の考慮が，迫害から，拷問又は残虐な非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い，そして，強制失踪へと拡大してきた。以上が，退去強制を制約する要素としての，危険性の考慮である。

つぎに，退去強制を制約する要素としての，権利の考慮を検討する。たとえば，自由権規約第17条のプライバシーの保護や，第23条の家族の保護といった，送還される者の固有の権利を考慮した退去強制制約の例がある。第17条１項は，「何人も，その私生活，家族，住居若しくは通信に対して恣意的に若しくは不法に干渉され又は名誉及び信用を不法に攻撃されない」と規定する。また，第23条１項は，「家族は，社会の自然かつ基礎的な単位であり，社会及び国による保護を受ける権利を有する」と規定する。ヘンドリック・ウィナタとソ・ラン・リ（Hendrick Winata and So Lan Li）事件という2001年に出された自由権規約委員会の見解では，この第17条が禁止する「国家の恣意的介入」が問題となった。申立人夫婦には，バリー・ウイナタというオーストラリア生まれでオーストリア国籍を持つ13歳の子どもがいた。この両親に退去強制命令が出されたのである。委員会は，以下のように判断した。

> 申立人の息子はオーストラリアで生まれ，13歳になっており，オーストラリアの学校に通い，社会関係を築いている。この時間の長さを考えれば，国家は，恣意的であるとの認定を回避するためには，移民法の単なる執行を超えた付加的な要素を証明しなくてはならない。よって，こ

の特別な状況において，委員会が考えるには，国家による申立人の送還が実行されれば，家族への恣意的介入となり，被害者であると主張するすべての者について第23条１に関連した第17条１の違反となり，さらに，バリー・ウイナタについては，未成年である彼に必要な保護措置を提供しなかったゆえに，24条１（子どもの権利）違反となる[*7]。

最後に，退去強制の制約要素として，弱者の考慮を検討する。子ども，女性といった弱者であるがゆえに，退去強制が制約される例がある。子どもについてはすでに見たので，女性の状況を見てゆこう。これについては，女性差別撤廃条約の個人通報制度において，ミセスN.S.F.事件の2007年見解がある[*8]。申立人は，元夫からの家庭内暴力から逃れるために，パキスタンから２人の子どもとともにイギリスに入国し難民申請したが却下され，パキスタンへの送還のおそれがあった。女性差別撤廃委員会は，「女性に対する暴力」に関する一般的勧告19号[*9]が，性に基づく女性への暴力は，条約第１条の差別に該当すると述べていたことを確認した。ところが，申立人は，国内手続において性差別の主張をしておらず，締約国もその主張がなされれば検討する用意があることが確認されたため，女性差別撤廃委員会は，国内手続未完了として，この申立を不受理とした。こうして，申立自体は却下されたものの，女性差別が退去強制を制約する要素として認められたのである。

また，弱者としては，人身取引被害者について，国際組織犯罪防止条約人身取引議定書第６条が，人身取引の被害者に対する援助および保護の提供を規定し，第７条が締約国における一時的または恒久的に滞在することを認める立法その他の措置をとることを規定している。

以上は，退去強制に対する実体的な制約だが，手続的制約もある。つまり，退去強制をする場合は，きちんとした手続に従って行えということである。

たとえば，自由権規約第13条は，「合法的にこの規約の締約国の領域内にいる外国人は，法律に基づいて行われた決定によってのみ当該領域から追放することができる。国の安全のためのやむを得ない理由がある場合を除くほか，当該外国人は，自己の追放に反対する理由を提示すること及び権限のある機関又はその機関が特に指名する者によって自己の事案が審査されることが認められるものとし，この為にその機関又はその者に対する代理人の出頭が認められる」と明記する。この第13条については，自由権規約委員会が，上述の「外国人の地位」に関する「一般的意見15（27）」の第９段落において，「同条は，国内法上追放又はそれ以外の名称で呼ばれているかを問わず，外国人の義務的出国を対象とするすべての手続に適用される。そのような手続が逮捕を伴う場合は，自由剥奪に関する規約上の保障規定（第９条及び第10条）も適用することができる。もしその逮捕が犯罪人引渡しという特定の目的でなされる場合は，国内法及び国際法の他の規定が適用されうる。通常は，追放される外国人は，彼を引き受ける（take）ことに同意するいずれかの国に出国することを許されなければならない」と述べている。

以上は，合法滞在者についてだが，移住労働者権利条約第22条は，正規・不正規を問わず，すべての移住労働者について，追放にあたっての詳細な手続を規定している[*10]。

このように，「外国人の人間化の流れ」の中でも，形式的人間化の動きとして，退去強制が制約されてきた。この流れは当然「退去強制のための収容」を制約することも含むことになる[*11]。自由権規

約第９条１項は，「すべての者は，身体の自由及び安全についての権利を有する。何人も，恣意的に逮捕され又は抑留されない。何人も，法律で定める理由及び手続によらない限り，その自由を奪われない」と規定する。ここでいう「恣意的」とは，以下の３要素を国家が証明できない場合を言う[*12]。まず，第１が，逃亡防止，証拠隠滅のおそれなどによる収容の必要性[*13]，第２が，収容目的と収容手段との間の比例性[*14]，第３が，報告義務を課したり，保証人を要求したりするといった，侵害度の少ない措置が他にはないという代替性である[*15]。よって，長期収容においては，その合法性を定期的に審査するための制度を設けることが必要とされることになる[*16]。

４　外国人の実質的人間化

最後に，実質的人間化について検討する。たとえ，形式的人間化として外国人に滞在資格が認められても，住宅，教育，労働，医療，社会保障などの面で，外国人であるがゆえの負担が大きすぎては，実質的に生活してゆくことがきない。従来の国際法では，外国人の待遇は，当該外国人の本国が与える待遇と等しくするという相互主義の傾向が強かった。しかし，現代は，これらの分野に関わる権利、すなわち、主に社会的権利と呼ばれる権利についても，社会権規約，人種差別撤廃条約，女性差別撤廃条約，子どもの権利条約，米州社会権追加議定書，アフリカ人権憲章などによって，内外人平等の考えが，強くなっている。たとえば，国際人権法の専門家である阿部浩己教授は，「社会権規約の本来的意義」を以下のように要約している。

> 社会権規約は外国人にも疑いなく適用される。合理的で客観的な理由に基づく適用制限は規約違反ではないが，しかし，合法に居住している外国人，居住・外国人労働者（在留資格のいかんを問わない），難民・庇護申請者ついて，（社会権規約－引用者）委員会は，社会権規約の完全な適用を求めてきている。非正規滞在の外国人についても，在留資格を欠くことを理由に社会権へのアクセスを剥奪・制限することは差別にあたり許されない。
>
> 社会権規約は社会的に弱い立場にある者を保護するための法的媒体と位置づけられている。国籍や在留資格の欠如を理由に規約の適用を制限・排除することは，社会的に弱い立場にある者をいっそう弱い立場に追い込むものであり，本来的に，規約の精神・文言にそぐわないといわなければならない[*17]。

実際，人種差別撤廃条約の実施を監督する人種差別撤廃委員会は，2004年，「市民でないものに対する差別」と題する「一般的な性格を有する勧告30」を採択したが，その「７．経済的，社会的および文化的権利」は，まさに，阿部教授の要約を展開したものに他ならない。すこし長くなるが，引用しよう[*18]。

７．経済的，社会的および文化的権利

29．とくに，教育，住居，雇用および健康の分野における経済的，社会的および文化的権利の，

市民でない者による享有を妨げる障害を排除すること。

30. 公教育機関が，締約国の領域に居住する市民でない者および正規の文書を有さない移住者の児童に開放されることを確保すること。

31. 人種，皮膚の色，世系および民族的または種族的出身に基づき，初等および中等学校においてならびに高等教育の利用に関して，隔離教育制度および異なる取扱い基準が市民でない者に適用されることを回避すること。

32. とくに，住居における隔離を回避し，住宅供給機関が差別的慣行に従事することを差し控えることを確保することによって，市民および市民でない者に対して，十分な住居に対する権利の平等の享有を保障すること。

33. 労働条件および労働要件（差別的目的または効果を有する雇用規則および慣行を含む）に関して，市民でない者に対する差別を撤廃する措置をとること。

34. 市民でない労働者，とくに市民でない家庭内労働者が通常に遭遇する重大な問題（債務奴隷，旅券の没収保管，違法な身体拘束，強姦および身体的暴力を含む）を防止し，および矯正する効果的な措置をとること。

35. 締約国は，労働許可のない市民でない者に対して職の提供を拒否することができるものの，すべての個人が雇用関係に入った場合には，それが終了するまでの間，労働および雇用に関する権利（集会および結社の自由を含む）を享有する権利を有することを認めること。

36. 締約国が，とくに，予防，治療および苦痛緩和の健康サービスの利用を否定しまたは制限することを差し控えることにより，十分な水準の身体的および精神的健康に対する市民でない者の権利を尊重することを確保すること。

37. 市民でない者に対して，その文化的アイデンティティを否定する慣行（市民でない者が市民権を取得するために氏名を変更する法的または事実上の要件など）を防止するために必要な措置をとること，ならびに，市民でない者がその文化を維持し，および発展させることができるようにする措置をとること。

38. 人種，皮膚の色，世系および民族的または種族的出身に基づく差別なく，輸送機関，ホテル，飲食店，喫茶店，劇場，公園等一般公衆の使用を目的とするあらゆる場所またはサービスを利用する，市民でない者の権利を確保すること。

重要なことは，外国人に対する差別禁止は，単に国家が法律や制度の適用において外国人を差別しないということだけではなく，教育，住居，雇用，健康およびその他のサービスを受ける上で，現実に外国人が不利な状況の下で抱えている困難を除去しなくてはならないということである。

5　おわりに

以上，国際人権法における外国人の人権の進展について，「形式的人間化」「実質的人間化」の観点から概観してきた。国際人権法における外国人の権利とは，国家によって否定されがちな「人間で

あること」を，再び人間化する試みであることが理解されよう。最後に強調しておきたいことは，外国人の「人間化」とは，国民に同化するという意味ではないということである。外国人はひとりひとりがさまざまな言語的，文化的背景をもっている。そうした背景に支えられた本人のあり方や本人らしさも，また，尊重しなくてはならないことが強調されている[*19]。それは，国民，外国人の区別なく，すべての人が，何らかの望まれる人間になってはじめて人権が認められるのではなく，「生まれながらにして自由平等である」という理念によって，「あるがままの人間」にこそ人権が認められねばならないからである。外国人の「非人間化」は，国民の「非人間化」と結びついている。毎年３万人以上の人々が自殺する現在のわたしたちの社会は，まさに「非人間化」社会と言えないだろうか。すべての「あるがままの人間」が認められる社会こそ，今求められている。

*1 第２段落，日本弁護士連合会「自由権規約委員会による一般的意見一覧」（http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/liberty_general-comment.html#15，2010年１月６日アクセス）。

*2 古谷修一，2008「ノン・ルフールマン原則と犯罪人引渡―人権侵害が予見される国家への引渡により生じる人権条約違反―ゼーリング判決」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社，124頁。

*3 Kindler v. Canada, Communication No. 470/1991, U.N. Doc. CCPR/C/48/D/470/1991, 1993.

*4 村上正直，2008「ノン・ルフールマン原則と退去強制―他国による人権侵害の危険性を理由とする追放の可否および追放手続中の長期拘禁の恣意性と合法性審査―チャハル判決」注２書，129頁。

*5 海渡雄一，2007「拷問禁止条約と個人通報」拷問禁止条約の国内実施に関する研究会編『拷問禁止条約をめぐる世界と日本の人権』明石書店，110頁。

*6 日本弁護士連合会「自由権規約委員会による一般的意見一覧」第９段落（http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/liberty_general-comment.html#15，2010年１月６日アクセス）。

*7 Hendrick Winata and So Lan Li v. Australia, Communication No. 930/2000, U.N. Doc., CCPR/C/72/D/930/2000, 2001, para.7.3.

*8 *N.S.F. v. United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland,* CEDAW/C/38/D / 10 / 2005,2007.

*9 日本弁護士連合会「女子差別撤廃委員会による一般勧告19号」（http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/ woman_general-comment.html，2010年１月６日アクセス）。

*10 第22条

1　移住労働者とその家族に対する集団的追放の措置は禁止される。追放は個々に審理され，決定されなければならない。

2　移住労働者とその家族は，権限ある当局が法律に従って行う決定によってのみこの条約の締約国の領域から追放される。

3　追放の決定はその者の理解する言語で伝えられなければならない。その者が要求するときは，決定は書面で伝えられ，国家の安全による例外的な場合以外には，決定の理由も述べられなければならない。これらの権利については，決定以前に，遅くとも決定のときに，関係者に告知されるものとする。

4　司法当局による最終判断であるときを除いて，関係者は，自己に対する追放処分に反対する理由を述べ，権限ある機関に自己の主張を審査させる権利を有する。ただし，国家の安全に関して，やむにやまれぬ理由から別異に取り扱われる場合はこの限りでない。その者は，審査の期間中，追放の決定の執行停止を求める権利を有する。

5　執行の終わった追放処分が後に取り消されたとき，その者は法律に基づき補償を請求する権利を有する。以前の決定は，その者が当該の国に再入国することを妨げる理由に使われてはならない。

6　追放の場合には，関係者には，出国の前または後に，賃金その他その者に帰すべきものに関する主張または未処理の義務を解決するための適切な機会が与えられる。

7　追放の決定の執行を害することのない範囲で，対象となった移住労働者またはその家族は，出身国以外の国への入国を求めることができる。

8　移住労働者またはその家族が追放される場合に，それに要する費用を当該の移住労働者に負担させてはならない。ただし，関係者の移動に要する費用の自弁を求めることは許される。

9　就業国からの追放は，賃金請求権ないしその者に帰すべき他の権利を含め，移住労働者またはその家族が当該の国の法律に従って獲得したいかなる権利も損なうものではない。

江橋崇訳，1993「すべての移住労働者とその家族の権利保護に関する条約」難民・外国人労働者問題キリスト者連絡会編『移住労働者の権利を宣言する！―移住労働者の権利条約―条文・解説』明石書店（http://homepage3.nifty.com/musubime/document/lawdoc/migrant.htm，2011年１月６日アクセス）。

*11 外国人の収容に関する条約は以下のとおり。難民条約（1951）および議定書（1967），ウィーン領事関係条約（1963），人種差別撤廃条約（1965），自由権規約（1966），女性差別撤廃条約（1979），拷問等禁止条約（1984）および選択議定書（2002），子どもの権利条約（1989）および選択議定書および子どもの売買，子どもの売春及び子どもポルノに関する，子どもの権利条約の選択議定書（2000），移住労働者権利条約（1990），人身取引防止議定書（2000），移民密入国防止議定書（2000）。

*12 村上正直，2006「難民認定申請者の収容」浅田正彦編『二一世紀国際法の課題』有信堂，129頁。

*13 A v. Australia, Communication No 560/1993, U.N. Doc. CCPR/C/59/D/560/ 1993, 1997, para. 9.2.

*14 Ibid.

*15 C. v. Australia, Communication No. 900/1999,CCPR/C/76/D/900/1999, 2002, para.8.2.

*16 A v. Australia, op.cit., para.9.4.

*17 阿部浩己，2005「国際人権法―社会権規約」宮川成雄編『外国人法とローヤリング』学陽書房，103頁。

*18 村上正直訳「人種差別撤廃委員会一般的勧告30（2004）―市民でない者に対する差別」財団法人アジア・太平洋人権情報センター編『アジア・太平洋人権レビュー2005』（http://www.hurights.or.jp/archives/opinion/2004/03/post-4.html，2011年１月６日アクセス）。以下も参照。教育に対する権利に関する経済的，社会的及び文化的権利に関する委員会の一般的意見第13（1999）第34段落「委員会は，子どもの権利に関する条約第２条及び，教育に差別の禁止に関するユネスコ条約第３条（e）に留意し，無差別の原則は，国民でない者を含めて，締約国の領域内に居住する学齢期のすべての者に，その法的地位にかかわりなく及ぶことを確認する」（日本弁護士連合「経済的，社会的及び文化的権利に関する委員会」の一般的意見，http://www.nichibenren.or.jp/ja/kokusai/humanrights_library/treaty/society__general-comment.html，2011年１月６日アクセス）。

*19 人種差別撤廃委員会「一般的な性格を有する勧告30」第37段落，ならびに，上述の自由権規約委員会「規約上の外国人の地位」に関する一般的意見15（27）第７段落「外国人は，第27条の意味でのマイノリティを構成している場合には，その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し，自己宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない」を参照。

《引用文献》

・阿部浩己，2005「国際人権法－社会権規約」宮川成雄編『外国人法とローヤリング』学陽書房，103頁

・海渡雄一，2007「拷問禁止条約と個人通報」拷問禁止条約の国内実施に関する研究会編『拷問禁止条約をめぐる世界と日本の人権』明石書店，110頁

・古谷修一，2008「ノン・ルフールマン原則と犯罪人引渡―人権侵害が予見される国家への引渡により生じる人権条約違反―ゼーリング判決」戸波江二ほか編『ヨーロッパ人権裁判所の判例』信山社，124頁

・村上正直，2006「難民認定申請者の収容」浅田正彦編『二一世紀国際法の課題』有信堂，129頁

・――――，2008「ン・ルフールマン原則と退去強制―他国による人権侵害の危険性を理由とする追放の可否および追放手続中の長期拘禁の恣意性と合法性審査―チャハル判決」戸波江二ほか編・同上，129頁

The Rights of Non-Citizens in International Human Rights Law

KUBO Makoto
Osaka Sangyo University

key words: human rights of non-citizens, equality, International human rights law

Non-citizens traditionally called aliens were treated as non-human like extra-terrestrials. In 1948, the Universal Declaration of Human Rights declared human rights as rights universally protected regardless citizenship, although it allowed the State to treat non-citizens differently from their citizens. From that time on, the International Human Rights developed towards humanization of non-citizens. This article studies the development in terms of formal humanization and real humanization . Formal humanization includes substantive and procedural limitation of expulsion. The former take into consideration three elements : the first is danger like torture to be suffered by expulsed non-citizen; the second is the rights enjoyed by expulsed like rights to privacy or family life; the last is the vulnerable situation of expulsed like women and children. The latter requires the State to respect due process of expulsion. Real humanization means that the State take measures so that the non-citizens should be assured their life in terms of housing, education, labor, health, social security and so on.